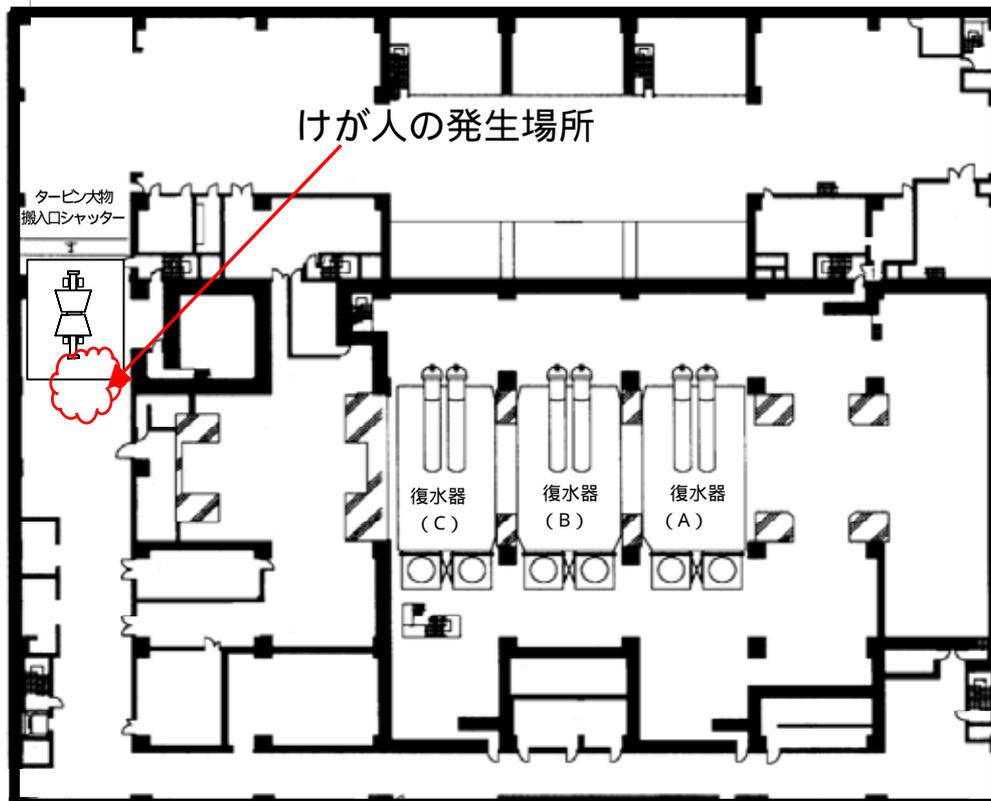
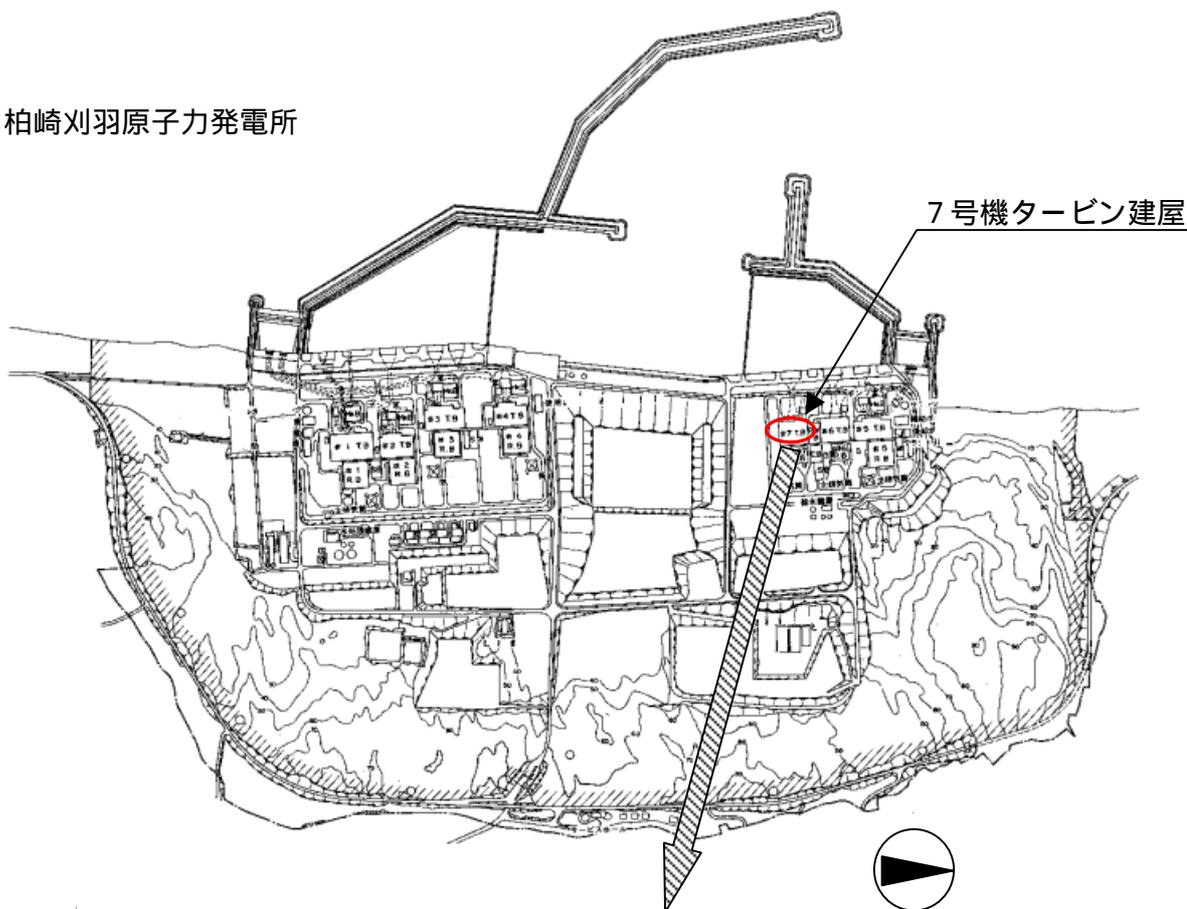


区分：

号機	7号機	
件名	タービン建屋大物搬入口におけるけが人の発生について	
不適合の概要	<p>平成 21 年 1 月 24 日午前 11 時 20 分頃、7号機タービン建屋大物搬入口（放射線管理区域）において、作業用の靴の履き替えをしていた協力企業作業員が区域境界に設置されているアルミ製の敷居に左足を乗せた際にバランスをくずして転倒し、左足を負傷したため、救急車で病院へ搬送しました。</p> <p>なお、作業員の身体に放射性物質による汚染はありません。</p> 	
安全上の重要度 / 損傷の程度	< 安全上の重要度 > 安全上重要な機器等 / <u>その他設備</u>	< 損傷の程度 > 法令報告要 法令報告不要 調査・検討中
対応状況	診察の結果、左足首骨折と診断されました。 今後、同様の事象が生じない様に、靴履き替えエリアに滑り止めテープを貼り、またアルミ製の敷居の上に「乗るな」の表示をする等の措置を行います。	

柏崎刈羽原子力発電所



7号機タービン建屋 1階

けが人の発生場所図